

和歌山県農業振興指針

平成 1 8 年 1 0 月

和歌山県農林水産部

目 次

和歌山県農業振興指針の策定にあたって

1	指針策定の趣旨	1
2	指針の性格	1
3	現状と課題	
	(1) 県内農業の位置づけ	1
	(2) 農地の状況	2
	(3) 農家の状況	2
	(4) 消費者の動向	3
	(5) 中山間地域の状況	3
	(6) 農業と環境	4
4	基本方針	5
5	施策の体系	7

県農林水産部における具体的な取組み

(1)	担い手の育成確保	
	1 農業内部からの担い手育成確保	
	認定農業者等の個別経営体の育成	9
	農業生産法人の育成	9
	JA等による農業サポート体制の整備	9
	2 農業外部からの担い手の育成確保	
	多様な担い手の育成確保	9
	企業等の農業参入	10
(2)	農地の有効利用	
	1 担い手への農地利用集積の推進	11
	2 遊休農地の活用	11
	3 農業生産基盤の整備	11
(3)	豊かな農業経営への取組	
	1 高品質果樹産地の育成	12
	2 野菜・花きの高品質安定生産	13
	3 ブランド力強化による畜産の振興	14
	4 多様化する流通への対応と和歌山ブランドづくり	15
	5 新技術・新品種の開発研究	15
(4)	食を支える安全安心	
	1 消費者の信頼確保	16
	2 食育の推進	16
	3 地産地消の推進	16
(5)	中山間地域の活性化	
	1 都市と農村の共生・対流の推進	18
	2 地域特産品の商品化	18
	3 魅力ある農山村づくり	18
	4 水田農業経営の推進	18
(6)	環境との調和	
	1 環境と調和のとれた農業の推進	19
	2 農地・水・農村環境の保全	19
	3 鳥獣害対策の推進	19

和歌山県農業振興指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨

和歌山県農林水産部においては、平成7年5月に平成22年(2010年)を目標年次として、本県の農業・農村の目指すべき方向や施策の展開のあり方を「21世紀農業振興計画」として策定し、同計画に沿って各種施策を推進してきました。

しかしながら、この間、社会においては、少子化による人口の減少や高齢者の増加、市町村や企業、金融機関の合併、特区などの構造改革が進んでいます。農業の分野においても、農作物の輸入自由化の進展、また、食品の安全性や環境保全に対する消費者の関心の高まりなど取り巻く情勢は大きく変化しています。

このため、本県の恵まれた気候や立地条件などを活かして、農業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、農業の振興と農山村の活性化に向けた施策を総合的に推進するための指針を同計画に替えて、新たに策定しました。

2 指針の性格

本指針は、農林水産部における農業分野の政策目標を定め、これを実現するために緊急に取り組むべき施策の方針を示したものです。

施策実施にあたっては、本指針の示す方針に沿って、農業各分野の振興計画等に基づき具体的に推進していきます。

また、関係団体、農業者等への本指針の説明・周知とともに県民の理解のもと、連携しながら農業振興に努めていきます。

本指針は、当面の目標として5年先(平成22年)を目標年次とし、5年で見直すこととします。

3 現状と課題

(1) 県内農業の位置づけ

本県の農業就業者数は「平成17年農林業センサス」(農林水産省)によると51,218人で、県全体の就業者数482,000人(「平成17年労働力調査」

(内閣府))に占める割合は約 11%で全国第 11 位にあり、本県において農業は重要な産業となっています。

また、農業は、食料供給に加え、生産活動を通じて洪水の防止や水資源のかん養、景観の維持等、多面的な機能を発揮しており、農業振興を通じた農村の維持は、農業従事者以外の県民の暮らしにも豊かさや潤いを与えています。

しかしながら、「農林業センサス」(農林水産省)の数値を基に本県農業の将来動向を推計したところ、農業就業人口は、平成 17 年から 10 年間で約 27%減少し、65 才以上の割合が 56.8%を占めるなど、担い手不足と高齢化が更に進展すると見通されます。

また、国内外の他産地との競合が厳しくなる中、産地の既存の体制を見直し、競争力のある足腰の強い産地への転換が必要であり、JA を中心とした産地の再編整備が求められています。

(2) 農地の状況

本県農業は、大消費地である京阪神に近いという恵まれた立地条件と温暖な気象条件を活かして、果樹等の園芸作物を中心に、様々な種類の作物を栽培しています。

しかしながら、農地の状況を見ると、平野部が少なく、急傾斜の樹園地や、棚田などが多いため、機械化による省力化や区画整理の取り組みが遅れています。

また、山間地以外でも担い手の高齢化や後継者不足などによる労働力の不足から耕作の放棄が進み、「農林業センサス」(農林水産省)によると平成 17 年の本県の耕作放棄地面積は 3,647ha で、自給的農家や土地持ち非農家を中心に平成 12 年から 17%増加しています。

このため、働きやすい農地をつくる生産基盤の整備や担い手への農地の流動化を進めるとともに、新たな農地利用ニーズにも対応しながら、農地の確保に努める必要があります。

(3) 農家の状況

本県の総農家数は「農林業センサス」(農林水産省)によると平成 17 年は、36,571 戸で平成 2 年の 47,232 戸と比べると約 1 万戸減少しています。

しかし、平成 2 年以降の農産物販売金額別の農家数の推移をみると、販売金額が 500 万円以上の農家数は平成 17 年では 5,942 戸と、平成 2 年の 4,232 戸より増加しています。

こうしたことから、農業、農村の維持には農家の経営の安定が必要なため、中核となる認定農業者などの担い手の育成を図るとともに、農家や生産者団体自らが需要に即した生産の促進、高品質生産とブランド化の推進、多様化する流通への対応等に積極的に取り組むことが重要です。

また、新たに農業に参入を希望する企業等との共存を基本に、契約栽培などによる経営の安定化も今後の選択肢の一つと考えられます。

(4) 消費者の動向

一方、消費者に目を向ければ、食品の偽装表示といった食の安全を揺るがす事件の発生を契機として、健康や環境に対する意識の高まりが見られます。

このため、消費者のニーズに応え、有機栽培や減農薬栽培の農産物作りをすすめるとともに、生産履歴の情報等の付加価値を付けた販売をするなど、食の安全・安心に向けた取り組みが求められています。

また、現在の食生活をみると、偏食や不規則な食事などにより、栄養のバランスや食の伝統などが乱れてきています。さらには、食品原料などを中心として食料の海外への依存度も高くなっています。

このため、生産者と消費者が互いの交流を通じて食に対する理解を深めたり、毎日の食生活を見なおす「食育」や地元の産物を地元で消費する「地産地消」に取り組み、県産農産物の良さを消費者に伝え、食料自給率の向上や農業の振興につなげていく必要があります。

(5) 中山間地域の状況

本県の耕地面積 36,400ha（「和歌山農林水産統計年報 平成 16 年～17 年」（和歌山統計・情報センター））に占める中山間地域の耕地面積（19,694ha）の割合は 54.1%となっています。このうち生産条件の不利な急傾斜地として中山間地域等直接支払の対象となり得る農地は、14,348ha（平成 16 年県農林水産部調べ）で、中山間地域の耕地面積の 72.3%を占めます。このことから、中山間地域の農業振興・保全を進め農業の多面的機能を維持していくためには、不利な生産条件を克服するための対策が必要です。

また、中山間地域は、農業生産だけでは安定した所得確保が難しいため、例えば世界遺産となった高野・熊野の魅力を背景に、体験農園やオーナー園、加工調理等の体験型観光の活用により、都市との交流を積極的に推進し、地域の活性化と所得の向上を図っていく必要があります。

(6) 農業と環境

近年、農業生産活動の環境や健康への影響について、農家や消費者の意識が高まっています。また、残留農薬基準にポジティブリスト制度が導入され、食品添加物などの規制も強化されてきています。

このため、環境を守りながら農業を続けるには、農薬使用の低減や散布方法の改良に努めるとともに、家畜排せつ物や稲わら、剪定しばなど農業から発生する生物由来の有機性資源であるバイオマスの利活用などを図る必要があります。

4 基本方針

本振興指針策定にあたって、基本的な考え方として6本の柱と、当面の目標を設定しました。

(1) 担い手の育成確保

多様な担い手の育成確保を図ります。

認定農業者等の担い手：5年後 8,200経営体

(2) 農地の確保と有効利用

農業生産の重要な基盤である優良農地の確保や整備を図ります。

農地面積：5年後 35,000ha

(3) 豊かな農業経営への取り組み

収益性向上のため経営の改善を図り、安定した農業経営を目指します。

主たる従事者1人当たり年間所得：5年後 400万円

(4) 食を支える安全・安心

農業者と消費者を結びつける取組を通じて安全・安心な農業による消費者の信頼の確保を図ります。

また、消費者に正しい食の知識を伝えるなど食育に関する取組を進めていきます。

(5) 中山間地域の活性化

地域資源を有効に活用するとともに、都市との共生・対流を通じ魅力ある農山村づくりを目指します。

Uターン者等(田舎暮らしモデル地区での帰住者)：3年後 300人

(6) 環境との調和

農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・確保を図るとともに、未利用資源の活用を図り、環境にやさしい資源循環型農業の構築を目指します。

エコファーマー：3年後 1,500名

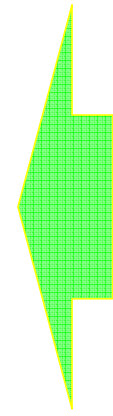
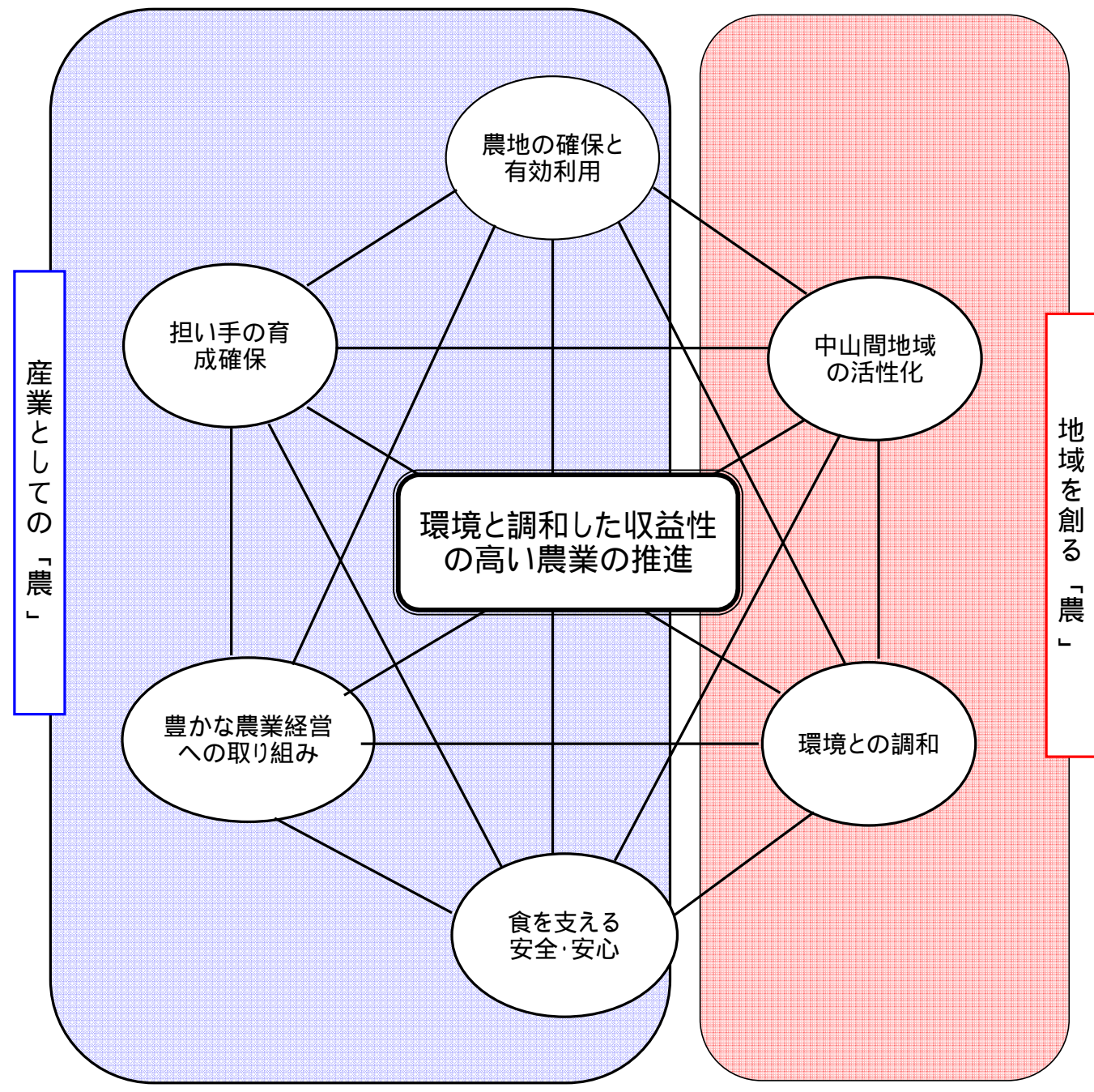
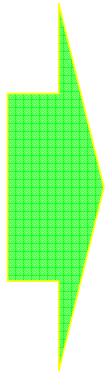
特別栽培農産物：3年後 延べ2,000件

5 施策の体系

別紙(和歌山県農業振興指針の取り組み)

和歌山県農業振興の基本方針(農業振興指針)

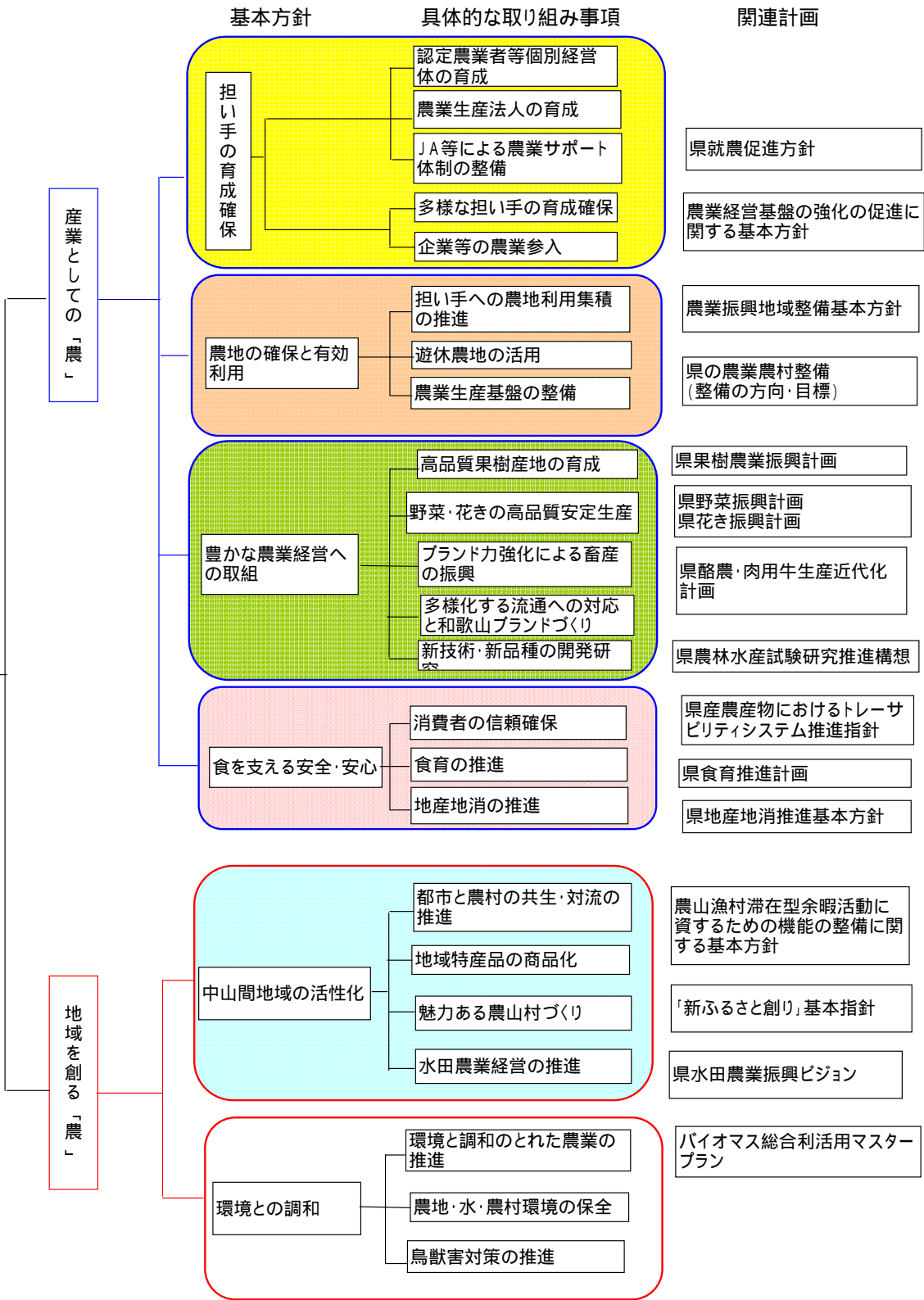
- ・農業就業人口 H17(51,218人)
27%減
H27(37,638人)
- ・65才以上農業就業者 56.8%(H27年)
- ・国内外の他産地との競合が激しくなる。
- ・農地は平野部が少なく、急傾斜の樹園地や棚田が多い。
- ・区画整理や機械化による省力化の取組の遅れ。
- ・耕作放棄、管理不足の農地の増加。
- ・農家数の減少。
- ・株式会社等の農業への参入。
- ・食の安全を揺るがす事件(BSE、鳥インフルエンザ、食品の偽装表示)
- ・消費者の健康や環境に対する意識の高まり。
- ・偏食や不規則な食事などにより、栄養のバランスや食生活の乱れ。
- ・食料の海外への依存度が高まっている。



- ・畜産排せつ物、梅酢等加工残渣等の利活用。
- ・生産条件の不利地が多い。中山間地の耕地が耕地全体の54%。
- ・農業の多面的機能の維持が必要。
- ・中山間地では、農業だけでは安定した所得を確保できない。
- ・鳥獣害が多い。

和歌山県農業振興指針の取り組み

環境と調和した収益性の高い農業の推進



～和歌山県農業の現状と将来予測～

1. 主要指標

表-1

	単位	年次	実数		対全国シェア(%)
			和歌山県	全国	
耕地面積	ha	H16年	36,400	4,714,000	0.77
総農家数	戸	H17年	36,571	2,837,963	1.29
販売農家数	戸	H17年	25,594	1,952,924	1.31
主業農家	戸	H17年	9,432	428,514	2.20
準主業農家	戸	H17年	5,028	440,737	1.14
副業的農家	戸	H17年	11,134	1,083,673	1.03
自給的農家数	戸	H17年	10,977	885,039	1.24
農業就業人口	人	H17年	51,218	3,337,635	1.53
農業産出額	千万円	H16年	11,266	891,430	1.26
米	千万円	H16年	942	201,420	0.47
野菜	千万円	H16年	1,661	213,330	0.78
果実	千万円	H16年	6,736	76,240	8.84
花き	千万円	H16年	722	41,340	1.75
畜産	千万円	H16年	572	261,920	0.22
生産農業所得	千万円	H16年	5,489	337,350	1.63

資料：農林水産省和歌山農林水産統計年報(H16～H17)

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
 主業農家：農業所得が主（農業所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上のある農家
 準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上のある農家
 副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上のない農家
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

2. 現状と将来予測

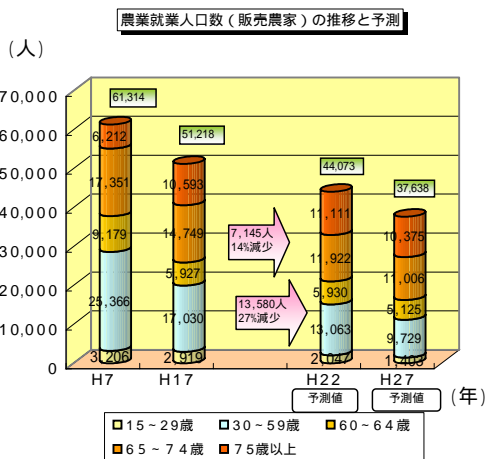


図-1

資料：農林業センサスの数値を基にコーホート法で予測値を算出

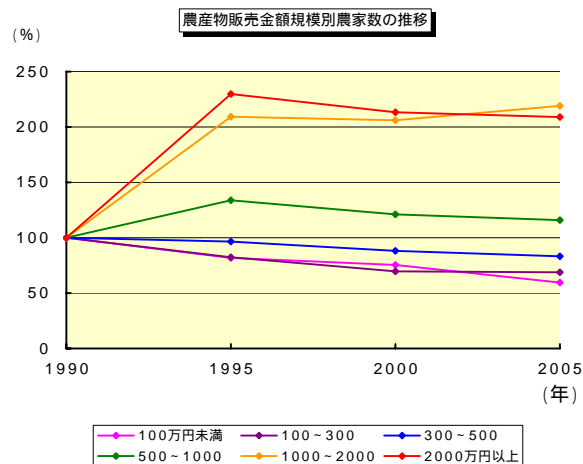


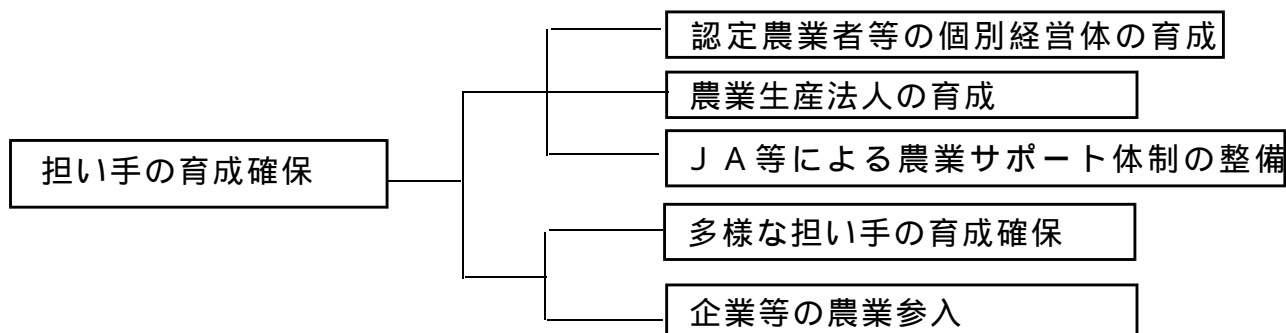
図-2

資料：農林業センサス(H2～H17)

県農林水産部における具体的な取組み

(1) 担い手の育成確保

農業を支える担い手の育成と確保を図るため、農業内部と、農業外部からの両面から担い手の育成確保に取り組みます。



1 農業内部からの担い手の育成確保

認定農業者等の個別経営体の育成

農家等個別経営体の育成につきましては、認定農業者等担い手に対する施策・支援を集中的、重点的に実施するとともに、地域のリーダーである農業士との連携強化を図るため、平成17年度から県段階で設置している「担い手育成総合支援協議会」を市町村においても設置を進め、担い手の育成に努めます。

また、認定農業者が安心して規模拡大に取り組めるよう品目横断的経営安定対策への取組も進めます。

一方、農業従事者の半数を占める女性農業者をサポートするため、家族経営協定の締結など働きやすい環境づくりに努めるとともに、女性の持つ感性を活かした新たな加工品の開発などの起業活動を支援します。

更には、次代の農業の担い手として、農家子弟の新規就農者の育成・確保が重要な課題であることから、県農業大学の充実を図るとともに就農支援資金の貸し付けや4Hクラブの活動促進などに努めます。

農業生産法人の育成

農業経営の合理化や多角化を図るため農業生産法人の育成を推進します。このため、担い手育成総合支援協議会において、法人設立希望者の相談窓口の設置や研修会の開催など法人化の推進支援を行うとともに法人の経営体質強化に取り組みます。

JA等による農業サポート体制の整備

高齢化や人口減少により農家の繋がりや生産基盤の弱くなった地域の農業を支えるためには、JA等農業団体が主体となったサポートが重要となるため、JA等による農業生産法人の設立や農作業受託組織の育成などを支援していきます。

2 農業外部からの担い手の育成確保

多様な担い手の育成確保

多様な分野からの農業参入を推進するため、平成16年度から実施している

「農業をやってみようプログラム」における、就農相談から技術習得研修、就農サポートまで一元的に取り組む県就農支援センターの業務を充実するとともに、長期集中型の農業研修として県農業大学校に新設した「社会人課程」の活用を図ります。

更に農業にチャレンジしたい人を対象に農業研修を行う「鄙の里塾」、企業と地域の協働による新たな農村づくりを進める「鄙の夢農場」を展開するとともに、地域における新規就農者の受入体制を整備する「鄙の里づくり」を推進します。

なお、畜産を志向する新規就農希望者を受け入れる担い手育成ファームを活用した研修も併せて実施します。

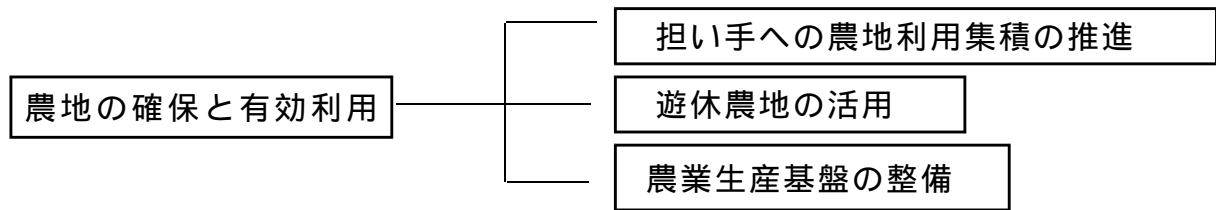
企業等の農業参入

遊休農地の増加が懸念される地域等においては、新たな地域農業の担い手として、市町村等と連携しながら、企業等の農業参入に取り組みます。

このため、相談窓口のワンストップ化や参入希望企業等と市町村、JA等との受け入れに対する調整などを実施していきます。

(2) 農地の確保と有効利用

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、いったん荒廃すると復元は困難となるため、農地の効率的利用を促進することとし、市町村、農業委員会等による担い手への農地利用集積の推進や農業生産基盤の整備を支援します。



1 担い手への農地利用集積の推進

(財)和歌山県農業公社が行う農地保有合理化事業を充実させるとともに、市町村やJA等における農地の利用調整活動を促進し、担い手への利用権の設定等に努めます。

2 遊休農地の活用

農地の遊休化を解消し、新たに農業生産や保全管理などに努める農業者等に対し支援を行うとともに、地域と連携した企業の農業参入や市民農園など、多様な主体の参画による農地の有効利用の促進に努めます。

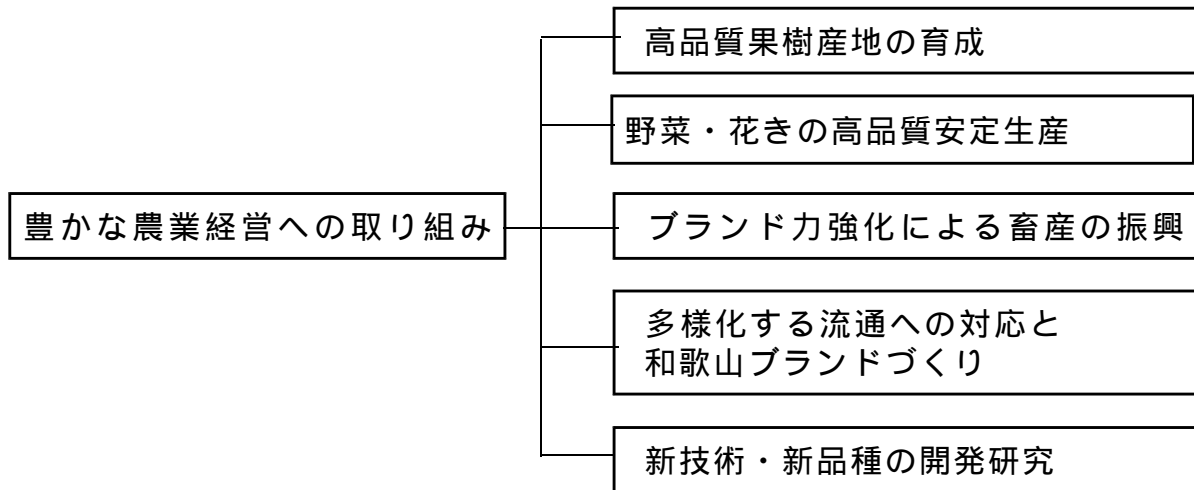
また、耕畜連携を通じた飼料作物の作付や放牧の拡大も行っていきます。

3 農業生産基盤の整備

急傾斜樹園地の再編整備や立地条件等に即した樹園地内作業道の整備促進、ほ場整備の実施による水田の再編及び畑地における区画整理とかんがい施設の一体的な整備を進め、働きやすく生産性の高い優良農地の確保に努めます。

(3) 豊かな農業経営への取り組み

地域の特性を活かしながら、農産物等の高品質生産や高付加価値品目の生産振興、コストの低減や省力化を進めるとともに、近年、益々多様化する消費者ニーズや流通販売体制、さらには食品産業の動向などにも適切に対応し、収益性の向上に向けた経営の改善と産地育成をすすめます。



1 高品質果樹産地の育成

南北に長く傾斜地が多い紀北から紀南までの各地域の特性を活かし、高品質で安全・安心な果実生産の推進及び消費者ニーズや需要に応じた高品質生産・出荷体制の強化や栽培管理の省力化を進めます。

そのため、高品質安定生産技術の開発を基本に、光センサー選果体制の整備とそのデータ活用による産地体制の再編や「いつ、どこで、だれが、どのように」生産したのかが解るトレーサビリティシステムの導入、省力栽培技術の開発に取り組むとともに機械化営農体制の確立に努めます。

・温州みかん等 柑橘類

構造的な過剰感のある温州みかん等については、需要に即した産地誘導や計画出荷を基本としながら、適地適作による、優良な中晩柑類等への転換や優良系統への更新を推進します。

そのため、県オリジナル品種の「ゆら早生」「田口早生」の産地化やマルチ栽培の拡大など高品質果実の生産と和歌山ブランドの確立に取り組みます。

・うめ

老木園や樹勢低下園の若返り等に取り組むとともに、産地全体として適正な樹体管理による安定生産を図ります。

そのため、改植更新や土壌改良等の安定生産技術対策に取り組むとともに、生産者団体・加工業者・行政等関係者が連携した需要拡大対策の強化と健康機能性の追求新たな加工品の開発促進、原産地表示の徹底と地域ブランドの推進を図ります。

・かき

刀根早生や平核無柿に偏重した品種構成により、出荷集中を引き起こし価格の低迷を招いているため、需要に応じた品種構成への是正と高品質果実の生産を推進します。

そのため、太秋等優良甘柿や早生系統への更新と刀根早生の早期出荷対策（環状はく皮・反射マルチ・摘葉）を推進するとともに、密植園の間伐や大玉果生産等高品質果実の生産拡大を図ります。

・もも

老木化が進んでいる園地が多いため樹齢構成の適正化とともに、省力化技術、高品質生産技術の導入などに努め、生産の安定と品質の向上を推進します。

そのため、大苗移植などにより老木園や不良系統園の改植を進めるとともに、贈答需要に向けた優良中生種の導入、防風ネット等の導入による病害軽減対策、低樹高栽培やスピードスプレー等の機械化による省力化を進めます。

2 野菜・花きの高品質安定生産

野菜については生産技術の高度化による高品質安定生産、病害虫の物理的防除や天敵の利用技術の開発、導入による農薬使用の削減を推進するとともに、高性能機械等の導入による省力化、軽作業化を進め、生産性と収益性の向上を図ります。また、消費のターゲットを明確にしたこだわり野菜や特産野菜産地の育成を推進し、直売所等を含めた多様な需要に対応した産地育成を図ります。

花きについては、冬季温暖で京阪神地域に近い立地条件を活かし、高品質で鮮度が高く、日持ちのする花きの安定生産とブランド化を視野に入れたオリジナル品種の育成に努めます。

また、施設栽培においては、低コストで台風等気象災害に耐えるハウスの導入を推進するとともに、暖房等における省エネ化を推進します。

・根菜類

和歌山市の砂地を中心にだいこん、しょうが、にんじん等が生産されており、特にだいこん、しょうがは市場で高い評価を得ています。

だいこんについては、今後も優良品種の選定等により、優良高品質安定出荷体制をより一層強化します。

また、地方品種である和歌山だいこんを材料としたブランド漬物の振興により、伝統ある高品質だいこんの産地としてブランド力の強化を図ります。

しょうがについては、臭化メチル代替え技術の確立、無病種苗の確保等により安定生産を推進します。

にんじんについては、根長が短かく、太りのよい優良品種の選定を進めるとともに、都市近郊産地の特性を活かした有利販売を推進します。

・葉茎菜類

キャベツ、はくさい、たまねぎ、ブロッコリーなどが水田裏作野菜として栽培されています。ブロッコリーを除き、重量野菜は生産量が減少傾向にあるので、根こぶ病の防除対策等による安定生産を図りながら、機械化による省力化、軽作業化を進め、経営規模の拡大と収益性の向上を図ります。

- ・ 豆類

うすい、きぬさや、オランダなどのえんどう類は日高地方を中心に生産され、全国一の生産量となっていますが、栽培管理・収穫・選別等手作業が多く、経営規模拡大が進まない中で、高齢化や連作により、生産量が減少傾向となっています。

このため、県内各地における生産の拡大を図るとともに、オリジナル品種「紀の輝」の導入、より高度な栽培管理技術の開発、新品種の育成、連作障害回避技術の向上等により高品質安定生産を図ります。
- ・ 果菜類

トマト、きゅうり、いちご、すいか、ピーマン、なす、ししとう等が産地化されています。市場価格の低迷等により施設栽培、露地栽培ともに減少傾向にありますが、高品質安定生産、ブランド化を一層進め、収益性の向上を図ります。

そのため、難防除病害虫の防除技術の開発導入や、施設栽培における環境制御技術の向上による安定生産、省エネ化、病害虫の物理的防除や天敵の導入による減農薬栽培を推進します。
- ・ 軟弱野菜類

紀ノ川流域を中心に、ほうれんそう、しゅんぎく、ねぎ、こまつな、チンゲンサイ、ミズナ等が生産されています。軽量で、生産に取り組みやすく、中山間地域における高齢者や女性を中心としたミニ産地の育成を推進します。出荷調整作業に労力が集中するため、高性能機械の導入による省力化と経営規模の拡大を推進するとともに、防虫ネット等による害虫の物理的防除による減農薬栽培を推進します。
- ・ 花き類

鮮度保持流通技術の向上による品質と日持ち性の向上を図るとともに、新品種の育成によるブランド力の強化、ユリ等新品目の導入による産地の活性化を図り、近年、消費の割合が増加しているホームユーザーへの対応を強化します。また、直売所等への高鮮度で多様な花きの供給等多様なニーズに対応したきめ細かな産地育成にも取り組みます。

3 ブランド力強化による畜産の振興

畜産については、「熊野牛」や「紀州梅どり・梅たまご」等の高品質畜産物の生産流通体制の確立とともに、取扱業者との連携や消費者との交流により、情報の提供やニーズの把握に努め、ブランド力の強化を図ります。

また、生産振興にあたっては、トレーサビリティシステムの導入、活用による「安全・安心な畜産物の供給」、中山間地域の未利用地の放牧利用などによる「地域と共生する畜産」を推進します。

- ・ 肉用牛（熊野牛）

県内生産流通体制の一体化を図り、「熊野牛」ブランドの確立を図ります。

そのため、優良繁殖雌牛の計画導入、子牛市場の整備、子牛市場への出荷促進、早期肥育技術の確立・普及等による生産基盤の強化を図るとともに、指定店制度を活用した

販路の確保や消費拡大を推進します。

・養鶏（紀州梅どり・梅たまご）

梅酢を活用し生産された、高品質ブランド鶏肉鶏卵「紀州梅どり・梅たまご」の生産流通体制を確立することにより、一般肉用鶏・採卵鶏との差別化を図り、県内養鶏農家の経営の安定・向上を図ります。

そのため、梅酢の施用方法の改良による作業の効率化、取組み農家の育成・確保により生産基盤の拡大を図るとともに、県産高級地鶏「紀州鶏」への応用によるブランド力の強化を図ります。

4 多様化する流通への対応と和歌山ブランドづくり

消費と流通の多様化が益々進んでいく中、市場経由率は年々低下していくものと予想されますが、今後も卸売市場は青果物流通の基幹と考えられますので市場での競争力強化を図ります。

そのため、市場・量販店等における消費宣伝及び販売促進を進めるとともに量販店・専門店における「売場の確保」を図ります。

また、販売ロットの確保と流通施設の整備、出荷・流通体制の再編整備によるコストの削減をすすめ、市場における販売力の強化を図ります。

さらに、益々多様化、複雑化する市場外での流通に対応するため、バーチャル市場などITを活用した販売や宅配、通信販売などの展開を一層推進するとともに、地元の学校給食や観光施設、外食産業などへの食材供給、産地直売所の整備などを推進します。

一方、農家や産地との契約栽培や直接調達が進みつつある食品産業界の動向などにも適切に対応し、企業と連携した生産振興を図るとともに、新たな需要を開拓するための海外輸出への取組を支援します。

また、他産地との差別化やイメージアップを図るため、有機栽培・減農薬栽培の推進やブランドづくりへの支援として、地域団体商標の登録推進、マーケティング関係機関との連携強化、県産農畜産物のファンの育成などの取組を強化します。

5 新技術・新品種の開発研究

農家の経営安定を図るための試験研究を一層進めることとし、高品質・安定生産を目指した栽培技術の開発を基本に、ブランド化を進めるため果樹、野菜、花きの本県オリジナル品種の育成や有望新品種の導入と生産技術開発に努めます。

また、高度化する流通に対応した柿の軟化防止技術、野菜・花きの鮮度保持技術の開発を進めるとともに、高齢化や規模拡大に対応した省力化・軽労化、低コスト化技術の開発を進めます。

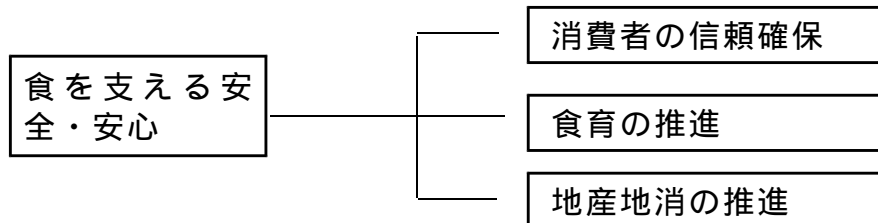
さらに、消費者の健康志向に対応するため果樹類などの健康機能を増進する栽培技術の開発、環境への負荷を低減する技術、新たな加工品や加工用作物の栽培技術の開発などに取り組みます。

また、畜産では、受精卵の移植や雌雄産み分け技術等いわゆるバイオテクノロジー技術の普及、搾乳や飼料の給与方式等の改善など高度飼養管理技術の普及を目指すとともに、「紀州梅どり・梅たまご」のように食品産業と連携をとって、未利用資源を活用した技術などの開発により畜産物の生産振興を図ります。

(4) 食を支える安全・安心

安全で安心な食品を求める消費者のニーズを踏まえ、農薬の適正使用や環境保全型農業など付加価値の高い農作物の生産振興につなげていく取り組みを推進するとともに、消費者に信頼される安全・安心な農業生産を図ります。

また、「食」と「農」との距離を縮めるため、消費者への一層の情報提供や地場農産物の利用拡大による地域農業の活性化を図ります。



1 消費者の信頼確保

食の安全・安心を求める消費者に対して、満足出来る農産物の提供を目指します。そのために、減農薬などに努めるとともに生産履歴の記帳の徹底を推進します。また、こうした取組について、直売所でのPRやインターネットのホームページでの公開など顔の見える農業を推進することにより、消費者と生産者との距離を縮め、消費者の安心と信頼の確保に努めます。

2 食育の推進

現代の食生活の乱れや食料自給率の低さを見たとき、日々欠かすことができない「食」について、生産者や消費者が自ら考え、判断できる能力を養うことが重要となるため、家庭においてはもちろん、地域の伝統や特色を活かした学校給食の推進や農業体験、栽培体験の実施など学校、保育所等での取組を進めます。

また、地域においては食に関し豊かな知識や経験を有する食育ボランティアによる食生活の改善のための取組を進めていきます。

さらに、シンポジウムの開催等による食育推進運動を展開し、食に関する幅広い情報を提供するとともに、生産者と消費者の交流を促進し、伝統的な食文化や環境と調和のとれた農業生産への理解を深めてもらう取組も進めます。

3 地産地消の推進

「食」と「農」の距離が離れている現状の中で、地域の消費者が地域の農産物を食する、また生産者が情報提供に努め消費者との交流を促進するというお互いの努力と理解が、農業・農村の振興と食料生産の維持向上、フードマイレージ^{*1}など地球環境に優しい食生活の実現、地域の食文化の伝承などにつながると考えます。

このため、消費者ニーズに対応できる商品づくりや産地づくりによる生産振興を図るとともに、生産者の顔が見える直売所の取組を支援します。

また、県内市場における地場農産物の流通拡大、地元量販店や外食産業等での利用拡大、医療・福祉施設等における利用促進、さらに各種イベントの開催

*1 フードマイレージ：「食料の(=food)輸送距離(=mileage)」という意味。重量×距離(例えばトン・キロメートル)で表す。

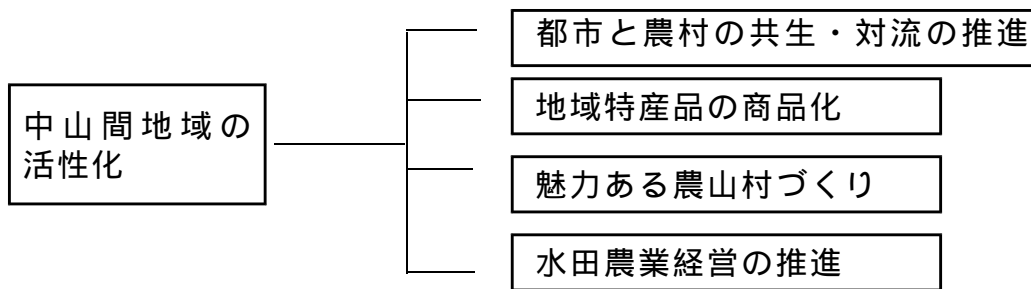
や情報発信の充実強化による生産者と消費者の交流を促進する等により、農業の振興を図ります。

(5) 中山間地域の活性化

中山間地域の農業は、食料の供給だけでなく水源かん養機能、国土・環境の保全、保健休養、伝統文化の伝承等の多面的機能を有しています。

しかし、近年の急速な過疎・高齢化により、地域コミュニティの崩壊、公益的機能の低下が懸念されています。

このため、地形的な条件から農業の生産性が低い中山間地域では、地域特産品の商品化や都市との交流など地域住民自らが考え行動することによる地域づくりを進め、中山間地域の活性化に努めます。



1 都市と農村の共生・対流の推進

農村地域の人口の還流と都市と農村の共生・対流による活性化を目指し、中山間地域が持つ豊かな自然や癒し機能を活用したグリーン・ツーリズムを推進する中で、農家民宿等都市住民のニーズに対応したアグリビジネスを積極的に支援します。

また、団塊の世代等の都市住民に対し、「和歌山での田舎暮らし」という新たなライフスタイルを提案するとともに、田舎暮らしを支援するための受入体制の整備や田舎暮らし体験ツアーの実施などに取り組みます。

2 地域特産物の商品化

隠れた地域資源を発掘して少量でも市場競争力の高い商品づくりや、ストーリー性をもたせた地域特産野菜等の商品化など新たな販売戦略の展開に対する支援を行います。

3 魅力ある農山村づくり

地域を快適で魅力ある農村空間とするため、営農飲雑用水や農業集落排水施設などの生活環境整備を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度の集落協定の活用等により棚田等地域資源が持つ多面的機能を広く都市住民等に理解してもらいながら、地域が一体となって保全活動を行う仕組みづくりを進めます。

4 水田農業経営の推進

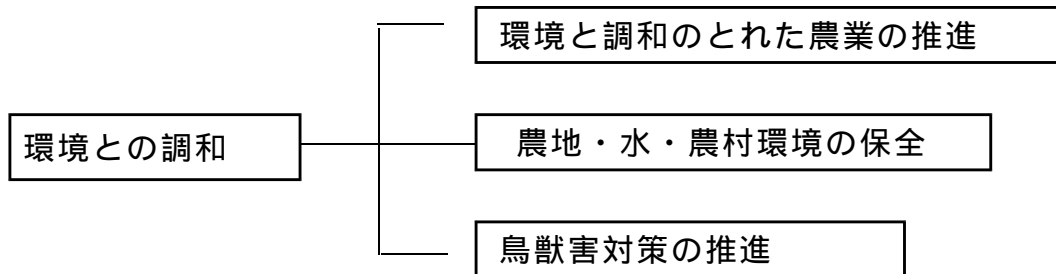
中山間地域の農業生産と多面的な機能を維持するため、水田の持つ高い生産性や機能性を活かして、水田裏作野菜等による都市供給型水田農業やファーマーズマーケットと結びつけた多品目周年供給型水田農業を推進します。

また、規模の大きい水稻農家を核として、農作業の請負や経営の受委託を進め、効率的で安定した水田農業の確立を図ります。

(6) 環境との調和

農業の多面的機能の維持や地域の活性化を図るうえでは、環境を守りながら農業の生産活動を続けることが必要です。

そのために、農地や農業用水等農業生産基盤の保全や、鳥獣害対策を実施するとともに、農業の資源循環機能を保ち、環境に対する負荷を少なくする取り組みを進めます。



1 環境と調和のとれた農業の推進

農作物の栽培に必要な肥料・農薬の適正使用を推進するため、土壌診断に基づく適切な施肥や病虫害の発生予察情報を活用した適期防除を推進するとともに、施肥や防除を記録する栽培履歴の記帳運動を進めます。

特に、農薬の使用にあたっては、農業者に対し使用基準の遵守や周辺への飛散防止などを啓発します。

さらに、環境への負荷を少なくする取組を進めるため、たい肥などを活用した土づくりと化学肥料・農薬使用の低減に取り組む農業者（エコファーマー）の育成を進めるとともに、特別栽培農産物制度の推進を図ります。

また、農村環境を守るためには、農業の資源循環機能を維持増進し、その持続的な発展を図る事が重要なため、家畜排せつ物について、耕畜連携のもと、堆肥化による農地等への還元を基本とした利活用を図ることとし、耕種農家のニーズにあったたい肥の生産方法や適正な施肥方法の普及と製造、散布を請け負うコントラクターの育成を図ります。

また、その他の未利用資源（食品加工残さ、果樹剪定枝等）についても、利用方法の検討や効率的な収集、供給システム等の構築などにより、環境の保全と資源の一層の有効利用を図ります。

2 農地・水・農村環境の保全

農業生産の確保と農業の多面的機能の維持のため、ため池や農道、農業水路など土地改良施設の適正な管理と計画的な更新による機能維持に努め、農村地域を形成する「資源（社会共通資本）」である農地・農業用水等を保全する地域共同活動の持続を支援するとともに、環境に配慮した農業・農村整備に取り組みます。

3 鳥獣害対策の推進

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、防護柵・捕獲檻等の設置を支援するとともに、鳥獣害防止対策マニュアルの作成や研修会の開催、鳥獣害対策アドバイザーの育成を通して鳥獣害対策を推進し、自然と共存しながら農作物の生産安定を図ります。